

1. 議会改革等に関する協議事項について

(1) 副議長及び監査委員の一般質問の制限について

田中委員（自民創政会）

そろそろ結論を出してもいいのではないか

雨宮委員（共産党）

従来から制限は必要ないと主張をしている

川畑委員（チャレンジ調布21）

一定の制限は必要かと

雨宮委員

これまで問題なかったわけで監査委員の議員が発言しても何ら問題ないと思う

大河オブザーバー（元気派市民の会）

基本的に制限する必要はないと思う。発言者が配慮すればいい

二宮オブザーバー（生活者ネット）

制限は必要ないと思う

伊藤委員長（自民党創政会）

それでは挙手で採決したい

賛成委員 田中、川畑、小林一之副委員長（公明党）

伊藤委員長

挙手多数と認め可決とする

(2) 上程時質疑の通告制と時間制限について

議会運営委員会決定事項(平成27年12月11日)

上程時間の時間制限について

※議会運営委員長調整(基礎時間に2分を加える)

※質問時間は答弁を含まず、上程時質疑の際に議員が発言している時間

1. 予算・決算、条例等の議案の上程時の質疑(質問時間)

基礎時間 12分(原案10分+2分)+(会派人数-1)×3分

2. 報告上程時の質疑(質問時間)

基礎時間 10分(原案8分+2分)+(会派人数-1)×2分

条例等の上程時の質問方式

○条例・予算・決算の上程時に係る質疑b

一括して上程した範囲の条例等に対し、1会派あたり12分を基礎時間とする。

一人会派の質問時間は、12分以内とし、所属議員が2人以上の会派の質問時間は、2人目以降の議員1人につき3分を加えた時間以内とする。会派で複数の議員が質問する場合は、この質問時間内に行うこととする。

○報告の上程時に係る質疑

一括して上程した範囲の報告に対し、1回あたり10分を基礎時間とする。

一人会派の質問時間は、10分以内とし、所属議員が2人以上の会派の質問時間は、2人目以降の議員1人につき2分を加えた時間以内とする。会派で複数の議員が質問する場合は、この質問時間内に行うこととする。

○上程時質疑の質問順位は、多数会派順に行うことを例とする。

	予算・決算、条例等	報告
自民党創政会	39分	28分
チャレンジ調布 21	30分	22分
公明党	24分	18分
共産党	21分	16分
元気派市民の会	12分	10分
生活者ネット	12分	10分

雨宮委員

従来予算5項目、決算4項目を個別に質疑していた。それを一括してしなければならない理由は何か

伊藤委員長

タイムキーパーの作業の繁雑さ、機器の故障等、合理性等を勘案したもの。

雨宮委員

技術的な問題はバックアップは可能だし本筋ではない。特に予算、決算は複雑であり、従来通りとすべきではないか

伊藤委員長

一般質問でも今後は一括になることを理解してほしい。分ける必要はないと思う

田中委員

時間制限はもっともと思う。事務的に大変。基本は簡略化。時間のロスも防げるので一括に賛成

川畑委員

時間制限いいと思う。一括でいいのではないかと思う。一括でも質問側でやり方によっては自由に出来るのではないか。この部分で聞くという方法もあり、一括の方がより柔軟性があると思う。

雨宮委員

では何故今までこういうやり方でやってきたのか。簡略化、時間のロスとの視点は議会とは相容れない。本来、地方議会に課せられている本質からいっても違う。傍聴している市民からみて一括ではわかりにくい。可能な限り市民にも分かりやすくすべき。

伊藤委員長

10分という時間制限の中で細かくするとかえってわかりにくくなる。今までは時間制限がなかったが、これから時間制限されるとすれば質問が一括の方がいいのでは。逆にそういうことに配慮した結果です

大河オブザーバー

議論を深めることが必要。本来的には一つずつ分けて内容を吟味することが必要。他市はどうか調べて見たら時間制限するのは26市の中では少数だ。少なくとも市民にとってわかりやすく、より開かれた議会というのが大事だ

二宮オブザーバー

問題点を指摘するのは短いと思う。一問一答の方が聞いている人にはわかりやすいと思う。

小林副委員長

分かりやすい質問は議員側がすべき。市民に分かって貰うのはこちら側に責任があるのでは。聞いている市民がいるということを議員は心がけるべき

二宮オブザーバー

議員がわかりやすくというのはわかるが、短い時間の中では早口になるし、議会用語もむずかしく、市民とのギャップになっているのでは。

伊藤委員長

質問する側も簡潔にする訓練をしてほしい。
では採決したい。賛成委員は挙手を。

賛成 田中、川畑、小林

賛成多数と認め可決

(3) 意見書提出に係る議員提出議案の審議方法について

鮎川市議会議長

意見書につき何らかの説明をすることを提案したいので審議して欲しい

伊藤委員長

議長の諮問について趣旨を理解して議論して欲しい

田中委員

議長提案に異議なし

雨宮委員

議長の考えは？

鮎川議長

例えば150字以内で趣旨説明するなど

雨宮委員

質疑討論あれば基本的に認める必要がある

鮎川議長

多くは国政に関わる問題と思われるが、市議会本会議では、それは之まで通り省略していいのでは

雨宮委員

議長提案はもう少し検討の時間がほしい

川畑委員

やり方についてはいろいろ意見を聞くのがよい。会派に持ち帰り検討したい

鮎川議長

150字以内はあくまでたたき台。検討して欲しい

大河オブザーバー

説明をするというのは一步前進と思うが、質疑応答はあった方がいいのでは
二宮オブザーバー

開かれた議会であってほしい。この議会運営委員会でもオブザーバーの立場について考
えてしまう

伊藤委員長

1800 議会ほどあると思うが、多くの議会では、一人会派が議会運営委員会や幹事長会議
に出席できないところがほとんどだ。調布市議会はずばらしいと思ってほしい

2. 陳情の対応について

鮎川議長

提案について説明したい。意見書の説明については前向きと評価されたが、これは後ろ
向きと捉えられるかもしれないが。昨年、同様の趣旨の陳情が多数提出された。今後、希
望者全員に趣旨説明の時間をとるとすればかなりの時間を要することになりかねない。そ
こでどうしたらよいかを考えて欲しいと思った

伊藤委員長

これには2つの課題があると思う。1つは、同様趣旨の陳情が複数出されたときの対応。
2つめは、過去に結論が出た陳情に対し再度出されたときの対応。

雨宮委員

去年の陳情は24人から出され、趣旨説明希望者は5人だった。総務委員会に5人全員が
入り、委員長から趣旨がダブらないよう注意を受け、説明が行われたが、それぞれ異なる
視点からの説明でとてもよかった。これを例えば代表者一人に絞るようなことは乱暴だ。
30人、40人と大勢になった場合、何らかの形で制限する可能性も考えられるが、陳情者の
要望を回ることが大事

鮎川議長

陳情者の権利を制限するものではない。

田中委員

50人、100人と言うことはなきにしもあらず。制限は必要

川畑委員

去年はたまたま5人だったが、今後30人、50人となる場合もあり得るので、何らかの
ルール作りは必要かも

小林副委員長

先着順とか、くじ引きとか、出来る範囲でルール作りを。やはり制限は必要
大河オブザーバー

総務委員会委員でその場にいたが、発言者はそれぞれの思いを述べていた。100人にな
ったらといわれるが、当然ある程度絞られると思う

二宮オブザーバー

陳情を出すのは思いがあるから。趣旨説明できるのはいい。それを制限するのはどうな

のか。そのためにもルール作りは大事

伊藤委員長

2点目についてはどうか。

雨宮委員

陳情の本質を考えた場合、いったん結論が出ても、それに異を唱える思いがあるからこそ再度出されるのだと思う。直接市についての問題は、本質的に陳情権を制限すべきではない。提出の段階ですでにある程度制限されているのだから。

田中委員

議長と議会運営委員会で判断すればいい

小林副委員長

国のものなど、調布ではないものは除く。議員側の構成が変わらなければ違う結論にはならないと思うが

川畑委員

国や都に対するものでも、大きく国の方向を変えるようなものに対して意見を言いたいということではないか。趣旨説明は陳情者の権利かもしれないが、時間のことを考えると悩ましい。もっと議論すべきでは

鮎川議長

同様趣旨のものについては、議長が受け付け、議会運営委員会で諮ってもらおうという手続きはどうか

伊藤委員長

何らかの方法が必要と思うので、今日は結論を出すのではなく会派に持ち帰って検討して欲しい。30人、50人、100人になったら連絡の電話をするだけでも大変な作業。議会中にその作業をするのは膨大で大変だ

大河オブザーバー

作業が大変なのはわかるが、今後丁寧な形、見える形で市民に説明する必要がある。開かれた議会のためにも

二宮オブザーバー

一人一人が思うことを形にしていくのは大変なこと。市民の思いを私たち議員がしっかり考えていく事が大事

伊藤委員長

次回以降、検討したい

3. その他

インターネット中継について

今後、4委員会（総務、厚生、建設、文教）以外の委員会についても中継する。

本会議の一般質問以外も中継する。

次回の議会運営委員会は、2月12日（金）10時より